道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十号及び二百十三号
㈢	占用を制限する区域	宇佐市大字岩崎字北堤三四一番一から同市大字岩崎字椿二七七番三まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年七月十日
㈦	図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	十号及び五十七号
㈢	占用を制限する区域	大分市大字旦野原字山ノ口一〇三八番一から同市大字旦野原字連田九三五番九まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年七月十日
㈦	図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

法務

公証人任免

札幌法務局所属公証人羽澤勝夫は願により公証人を免ぜられた。

佐々木賢は公証人に任命され、札幌法務局所属公証人羽澤勝夫の後任を命ぜられた。

旭川地方法務局所属公証人千葉和信は願により公証人を免ぜられた。

羽澤政明は公証人に任命され、旭川地方法務局所属公証人千葉和信の後任を命ぜられた。

盛岡地方法務局所属公証人芳見孝行は願により公証人を免ぜられた。

小松淳也は公証人に任命され、盛岡地方法務局所属公証人芳見孝行の後任を命ぜられた。

前橋地方法務局所属公証人堀内**龍**也は願により公証人を免ぜられた。

鍛冶宗宏は公証人に任命され、前橋地方法務局所属公証人堀内**龍**也の後任を命ぜられた。

富山地方法務局所属公証人神田滋は願により公証人を免ぜられた。

池田仁は公証人に任命され、富山地方法務局所属公証人神田滋の後任を命ぜられた。

岐阜地方法務局所属公証人泉代洋一は願により公証人を免ぜられた。

鳥丸忠彦は公証人に任命され、岐阜地方法務局所属公証人泉代洋一の後任を命ぜられた。

京都地方法務局所属公証人関谷政俊は願により公証人を免ぜられた。

田中和明は公証人に任命され、京都地方法務局所属公証人関谷政俊の後任を命ぜられた。

奈良地方法務局所属公証人大竹**聖**一は願により公証人を免ぜられた。

坂佳恭は公証人に任命され、奈良地方法務局所属公証人大竹**聖**一の後任を命ぜられた。

和歌山地方法務局所属公証人山岡徳光は願により公証人を免ぜられた。

三木秀樹は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人山岡徳光の後任を命ぜられた。

広島法務局所属公証人秦愼也は願により公証人を免ぜられた。

石川亮は公証人に任命され、広島法務局所属公証人秦愼也の後任を命ぜられた。

松江地方法務局所属公証人瀧村剛は願により公証人を免ぜられた。

山口正広は公証人に任命され、松江地方法務局所属公証人瀧村剛の後任を命ぜられた。

高知地方法務局所属公証人竹中章は願により公証人を免ぜられた。

福岡法務局所属公証人宮城直之は願により公証人を免ぜられた。

中嶋武彦は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人宮城直之の後任を命ぜられた。（以上七月一日）（法務省）

公　告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告